

福井県報

第 346 号
令和 7 年
4 月 22 日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 福井県生活学習館の施設等の使用料の徴収事務委託（237・生活学習館）……………2
- 福井県立美術館観覧料の徴収事務委託（238・県立美術館）……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（239・地域福祉課）……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更（240・同）……………2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の廃止（241・同）……………2
- 生活保護法の規定による指定施術機関の指定（242・同）……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（243・長寿福祉課）…3
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（244・同）……………3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（245・同）……………4
- 救急業務に係る医療機関の認定（246・奥越保健所）……………4
- 漁船保険義務加入の同意成立の届出（247～252・水産課）……………4
- 特定第2号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出（253・同）…5
- 土地改良区の定款変更の認可（254・嶺南振興局）……………5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（DX推進課）……………6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（生活学習館）……………6
- 令和7年度狩猟免許試験の実施（自然環境課）……………6
- 令和7年度狩猟免許更新に伴う適性検査および講習の実施（同）……………8
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（商業・市場開拓課）……………10
- 土地改良区の役員の退任（嶺南振興局）……………11
- 土地改良区の役員の就任（同）……………11
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（砂防防災課）……………11
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件・都市計画課）……………11

選挙管理委員会告示

- ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示（57）……………12

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（34・生活安全企画課）……………13
- 警備員指導教育責任者講習の実施（35・同）……………15

労働委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（1）……………16

告 示

福井県告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県生活学習館の施設等の使用料徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県生活学習館の施設等の使用料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年4月1日

福井県告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立美術館の観覧料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
福井不動産管理株式会社
福井市順化1丁目5番4号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立美術館観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和7年4月1日

福井県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R7.4.1	医療法人せいじ矯正歯科クリニック	越前市横町1-5-7
R7.4.1	なのはな訪問看護ステーション	鯖江市大野町28号18番地

福井県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R7.3.3	管理者変更	クスリのアオキ木崎薬局	敦賀市木崎24号13番地1
R7.3.3	管理者変更	クスリのアオキ新敦賀薬局	敦賀市呉竹町2丁目5番6号
R7.2.13	管理者変更	ウエルシア薬局鯖江上河端町店	鯖江市上河端町第3号25番地
R7.2.6	管理者変更	エンゼル調剤薬局北潟店	あわら市北潟59-18-5
R7.2.19	管理者変更	さくら薬局 福井大学前店	吉田郡永平寺町松岡下合月24-9
R7.2.13	管理者変更	ウエルシア薬局 坂井丸岡店	坂井市丸岡町東陽2丁目17番地

福井県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1870200100	訪問介護 訪問型サービス	廃止	株式会社ケア・サービス・アイ	令和7年3月31日	〒914-0052 福井県敦賀市清水町1丁目6番17号
1890200031	(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	廃止	アイホームゆうゆう	令和7年3月31日	〒914-0064 福井県敦賀市結城町13番24号
1890200031	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	廃止	アイホームらくらく	令和7年3月31日	〒914-0064 福井県敦賀市結城町13番24号

福井県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により施術機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R7.1.24	すこやか接骨院	鯖江市西山町14-18-1

福井県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860790102	なのはな訪問看護ステーション	福井県鯖江市大野町28-18	株式会社Petal	令和7年4月1日	訪問看護
1960290186	訪問看護ステーションくるり	福井県敦賀市木崎8-2-8	株式会社めぐりけあ	令和7年4月13日	訪問看護
1870700760	さばえさん	福井県鯖江市丸山町1丁目7-31	特定非営利活動法人とともに	令和7年3月1日	通所介護

福井県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1860790102	なのはな訪問看護ステーション	福井県鯖江市大野町 2 8 - 1 8	株式会社Petal	令和7年4月1日	介護予防訪問看護
1960290186	訪問看護ステーションくるり	福井県敦賀市木崎8-2-8	株式会社めぐりけあ	令和7年4月13日	介護予防訪問看護

福井県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1870300611	えっほわかたけ	福井県越前市堀川町 9 番 1 5 号 フォーユーエクセルわかたけ	社会福祉法人今庄福祉会	令和7年1月21日	令和7年2月28日	通所介護
1870700745	アミューズメントデイ サービスまんまる	福井県鯖江市冬島町2-7-1	株式会社トリプルエー サービス	令和7年1月21日	令和7年3月31日	通所介護

福井県告示第246号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 広瀬病院
- 3 所在地 大野市城町 1 0 番 1 号
- 4 認定年月日 令和7年4月4日
- 5 認定の有効期間
自 令和7年3月29日
至 令和10年3月28日

福井県告示第247号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出

を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治
三国町加入区

福井県告示第 2 4 8 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治
三国港加入区

福井県告示第 2 4 9 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治
福井市加入区

福井県告示第 2 5 0 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治
越廼加入区

福井県告示第 2 5 1 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治
敦賀市加入区

福井県告示第 2 5 2 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったと認めたので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治
大島加入区

福井県告示第 2 5 3 号

漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条第 5 項において準用する法第 1 0 5 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査し、特定第 2 号漁業者の同意が要件に適合すると認めたので、法第 1 0 8 条第 5 項において準用する法第 1 0 5 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治

若狭三方加入区

- 1 発起人の住所および氏名
三方上中郡若狭町世久見 4 - 1 3
世久見大敷網組合
三方上中郡若狭町小川 1 7 - 3 6
小川大敷網組合
- 2 区域
若狭三方漁業協同組合の地区の区域
- 3 区分
大型定置漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和 3 9 年農林省令第 3 5 号）第 4 8 条の 2 において準用する同規則第 4 6 条第 1 項の規定による通知年月日
令和 7 年 3 月 1 7 日

福井県告示第 2 5 4 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日
福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
小浜東部土地改良区	令和 7 年 4 月 1 1 日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
デジタル地域通貨「ふくいはいコイン」運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部DX推進課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社ふくいのデジタル
福井県福井市順化1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
171,715,590円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県生活学習館総合管理業務委託一式（長期継続契約）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県生活学習館男女参画・企画管理課
福井市下六条町14-1
- 3 落札者を決定した日

令和7年3月26日

- 4 落札者の名称および所在地
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101
- 5 落札金額（税抜単価）
142,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年2月7日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験（以下「狩猟免許試験」という。）を実施するので、法施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 狩猟免許試験の期日、時間、場所および申請期間
試験は、下記の会場で開催する。

				申請期間
	試験日	時間	場所	
第1回	令和7年7月6日(日)	9時30分から 16時30分まで	リブラ若狭 若狭町中央公民館 三方上中郡若狭町中央1-2	令和7年5月1日(木)から 令和7年6月16日(月)まで
第2回	令和7年7月21日(月・祝)	9時30分から 16時30分まで	福井県立大学永平寺キャンパス 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	令和7年5月1日(木)から 令和7年6月30日(月)まで
2 狩猟免許試験の内容 (1) 適性試験（視力、聴力および運動能力） (2) 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識および鳥獣の保護管理に関する知識） (3) 技能試験（猟具の取扱い、鳥獣の判別および距離の目測（第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。）） 3 狩猟免許試験の受験資格 試験を受けることができる者は福井県内に住所を有する者で、法第40条第2号から第6号までのいずれにも該当しない者。ただし、網猟免許およびわな猟免許については18歳以上（試験日現在）の者、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については20歳以上（試験日現在）の者に限る。 4 受験等の手続 試験を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許申請書（以下「申請書」という。）にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所地を管轄する各農林総合事務所林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課（以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。）に提出すること。 (1) 写真 1枚 （無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。） (2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。） (3) 医師の診断書 1通 （申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した場合、医師の診断書を提出する必要はない。） (4) 返信用封筒 1通				

(110円分の郵便切手を貼り、宛て先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。)

5 狩猟免許試験の手数料の納入

免許1種類につき5,200円

(現に有効な狩猟免許を受けている者が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、免許1種類につき3,900円)を納付書(住所地を管轄する鳥獣関係行政機関にて配布)により納付し納入済証を申請書の所定欄に貼り付けること、またはコンビニ支払い・クレジット払いにより申込番号を申請書の所定欄に記入すること。

6 合格者の発表

試験の結果については、試験終了後受験者に郵送で可否を通知し、合格者には鳥獣関係行政機関を通じて狩猟免許を交付する。

7 その他

試験の結果については、合格発表の日から1か月間、福井県エネルギー環境部自然環境課内において口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の可否とする。

受験等の手続その他試験に関する問合せは、福井県エネルギー環境部自然環境課(電話0776-20-0306)または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関宛てに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776(21)8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776(81)3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779(65)1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778(23)4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770(56)2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770(22)0291

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)法第51条第2項の規定による適性試験および同条第4項に規定する講習(以下「更新講習」という。)を次のとおり実施するので、法施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第51条第2項(規則第59条第2項において準用する。)の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

1 更新講習の期日、時間、場所および申請期間

(1) 更新講習

更新講習は、下記のとおり県内3か所の会場で開催する。

	試験日	時間	場所	申請期間
第1回	6月22日(日)	[1回目]9:00～12:30 [2回目]13:30～17:00	福井県立大学永平寺キャンパス 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	令和7年5月1日(木)から 令和7年6月2日(月)まで
第2回	7月11日(金)	[1回目]9:00～12:30 [2回目]13:30～17:00	NOSAI福井 鯖江市横越町18-4-1	令和7年5月1日(木)から 令和7年6月2日(月)まで
第3回	7月27日(日)	[1回目]9:00～12:30 [2回目]13:30～17:00	福井県立大学小浜キャンパス 小浜市学園町1-1	令和7年5月1日(木)から 令和7年6月2日(月)まで

2 更新講習の内容

(1) 更新講習

ア 適性検査（視力、聴力および運動能力）

イ 講習（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理に関する知識、鳥獣の判別、猟具の取扱い）

3 更新講習の手続

更新講習を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許更新申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げるものを添付して、申請者の住所地を管轄する各農林総合事務所林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課（以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。）に提出すること。

(1) 写真 1枚

（無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。）

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。）

(3) 医師の診断書 1通

（申請者が法第40条第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した場合、医師の診断書を提出する必要はない。）

(4) 返信用封筒 1通

（110円分の郵便切手を貼り、宛て先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。）

4 更新講習の手数料の納入

次に掲げる手数料を納付書により納付し納入済証を申請書の所定欄に貼り付けること

、またはコンビニ支払い・クレジット払いにより申込番号を申請書の所定欄に記入すること。

(1) 更新講習の手数料

免許1種類につき2, 900円

更新講習の手続その他受講に関する問合せは、福井県エネルギー環境部自然環境課（電話0776-20-0306）または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関宛てに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776(21)8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776(81)3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779(65)1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778(23)4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770(56)2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770(22)0291

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

- 令和7年4月22日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
- ドラッグコスモス国高店
- 福井県越前市国高2丁目42字東深田6番1 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
- 株式会社コスモス薬品
- 代表取締役 横山英昭
- 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人に

- あつては代表者の氏名
- 株式会社コスモス薬品
- 代表取締役 横山英昭
- 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
- 令和7年11月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 1, 311㎡
- 6 駐車場の収容台数 44台
- 7 駐輪場の収容台数 9台
- 8 荷さばき施設の面積 40㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
- 11.2㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- 開店時刻 午前9時
- 閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前8時30分から午後10時00分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時から午後10時まで
- 14 届出のあった日
- 令和7年3月26日
- 15 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
- 福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
- 越前市産業観光部産業政策課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- 縦覧期間
- 公告の日から4月間
- 縦覧できる時間帯
- 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。）
- 17 意見書の提出先
- 福井県福井市大手3丁目17番1号
- 福井県産業労働部商業・市場開拓課

小浜東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	西田 尚夫	小浜市三分一65-8
〃	岡本 康次	〃 上野64-12
〃	松宮 巳貴夫	〃 平野28-5-2
〃	塚本 正幸	〃 太興寺9-61
〃	横山 治夫	〃 東市場39-1
〃	辻川 清和	〃 四分一50-11
〃	田谷 恵三	〃 門前3-13
〃	田中 薫	〃 池河内36-18
〃	清水 宗賢	〃 国分51-20
〃	舩谷 雅代	〃 遠敷2-202
監 事	山田 薫	〃 三分一56-11-1
〃	小畑 正美	〃 太興寺9-69
〃	柴田 和行	〃 上野30-28-4

小浜東部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	西田 尚夫	小浜市三分一65-8
〃	辻川 清和	〃 四分一50-11
〃	横山 治夫	〃 東市場39-1
〃	田谷 恵三	〃 門前3-13
〃	鳥羽 るみ子	〃 遠敷3-205-15
〃	清水 宗賢	〃 国分51-20
〃	松宮 巳貴夫	〃 平野28-5-2
〃	武田 光弘	〃 池河内26-17-1
〃	山本 芳久	〃 上野56-3
〃	吉田 洋	〃 太興寺35-12-1

監 事	松川 宗生	〃 四分一52-2
〃	池野 嘉仁	〃 門前2-1
〃	柴田 和行	〃 上野30-28-4

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部砂防防災課
福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月26日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社マルツ電波
福井市豊島2丁目6番7号
- 5 落札金額
78,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年2月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、敦賀市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
 - (1) 種類
地域地区（用途地域）
 - (2) 名称
敦賀都市計画用途地域

2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、敦賀市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月22日
福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

- (1) 種類
地域地区（特別用途地区）
- (2) 名称
敦賀都市計画特別用途地区

2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第57号
公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和7年4月22日
福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示
公職選挙法事務規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第50条関係） 1・2 （略） 3 老人ホーム		別表第2（第50条関係） 1・2 （略） 3 老人ホーム	
指定病院等名	指定病院等所在地	指定病院等名	指定病院等所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
介護老人福祉施設たんぽぽ苑	（略）	介護老人福祉施設たんぽぽ苑	（略）
		特別養護老人ホーム文珠苑	福井市北山35字反町5番地

特別養護老人ホーム悠和苑	(略)
(略)	(略)

4・5 (略)

	<u>の1</u>
特別養護老人ホーム悠和苑	(略)
(略)	(略)

4・5 (略)

附 則

この告示は、令和7年4月22日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第34号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年4月22日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
貴重品運搬警備業務1級	令和7年7月29日(火)	午前9時30分から 午前11時まで
貴重品運搬警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
貴重品運搬警備業務1級	令和7年9月4日(木)	午後1時から 午後5時まで
貴重品運搬警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人 3 受検資格 (1) 貴重品運搬警備業務2級 福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員 (2) 貴重品運搬警備業務1級 (1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者 イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者 4 検定試験の方法および内容 学科試験および実技試験により行う。 ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。 (1) 貴重品運搬警備業務1級 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項 (イ) 法令に関すること。 (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。 (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 (ア) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。 (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 貴重品運搬警備業務2級 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項 (イ) 法令に関すること。 (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。 (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 (ア) 貴重品運搬警備業務用車両ならびに車両による伴走および周囲の見張りに関すること。 (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 5 申請手続等 (1) 受付期間 令和7年6月23日（月）から同年7月2日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。） (2) 受付要領 受検希望者は受付期間内に、下記7の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。 (3) 検定申請書等の提出先 検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署（福井市および永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出） なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。 (4) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 検定申請者の住所を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所を疎明する書面 1通 エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通 オ 3(2)アに該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通 カ 3(2)イに該当する者にあつては、当該疎明書面 1通 (5) 受検手数料 16,000円に相当する手数料を、納入すること。 なお、納付された受検手数料は、返還しない。 6 その他
---	--

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備業係

電話 0 7 7 6 - 2 2 - 2 8 8 0 (内線 3 1 9 2、3 1 9 3)

福井県公安委員会告示第 3 5 号

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号）第 6 条に基づく法第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施時間	定員
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務	新規取得講習	令和 7 年 6 月 2 日(月)から 令和 7 年 6 月 1 0 日(火)まで	3 0 名
	追加取得講習	令和 7 年 6 月 5 日(木)から 令和 7 年 6 月 1 0 日(火)まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和 1 丁目 1 4 2 4 番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに

限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（1 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1 号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定（1 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定（1 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 1 号警備業務に従事している者

エ 1 号警備業務に係る旧 1 級検定に合格した者

オ 1 号警備業務に係る旧 2 級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）から同年 5 月 1 6 日（金）までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記 5 の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市および永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

a 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 上記3(1)ウに該当する者

a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 上記3(1)エに該当する者

1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 上記3(1)オに該当する者

a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 上記3(2)アに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 資格者証等の写し 1通

(イ) 上記3(2)イに該当する者

a 1号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 資格者証等の写し 1通

(ウ) 上記3(2)ウに該当する者

a 1号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1枚

(エ) 上記3(2)エに該当する者

a 1号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 資格者証等の写し 1枚

(オ) 上記3(2)オに該当する者

a 1号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 資格者証等の写し 1枚

(5) 手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

に相当する手数料を納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

労働委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月22日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

福井県労働委員会規則第1号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県労働委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証」を「☐運転免許証」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。